

## 男女平等参画推進センター

※令和8年4月1日以降に適用する料金は、指定管理者との協議により決定します

室名等	区分	現在の料金 (円)	受益者 負担率	新料金の 上限額 (円)	改定率	備考
学習室	男女平等参画の推進を目的として使用する時	160	50%	160	100.0%	■基本料金の改定はなし ■営利目的の市内利用者(団体)の料金設定を従来の3倍から2倍に変更
	男女平等参画の推進を目的としないで使用する時	270	50%	270	100.0%	